

地方分権改革に関する提案

原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る

事務権限の移譲

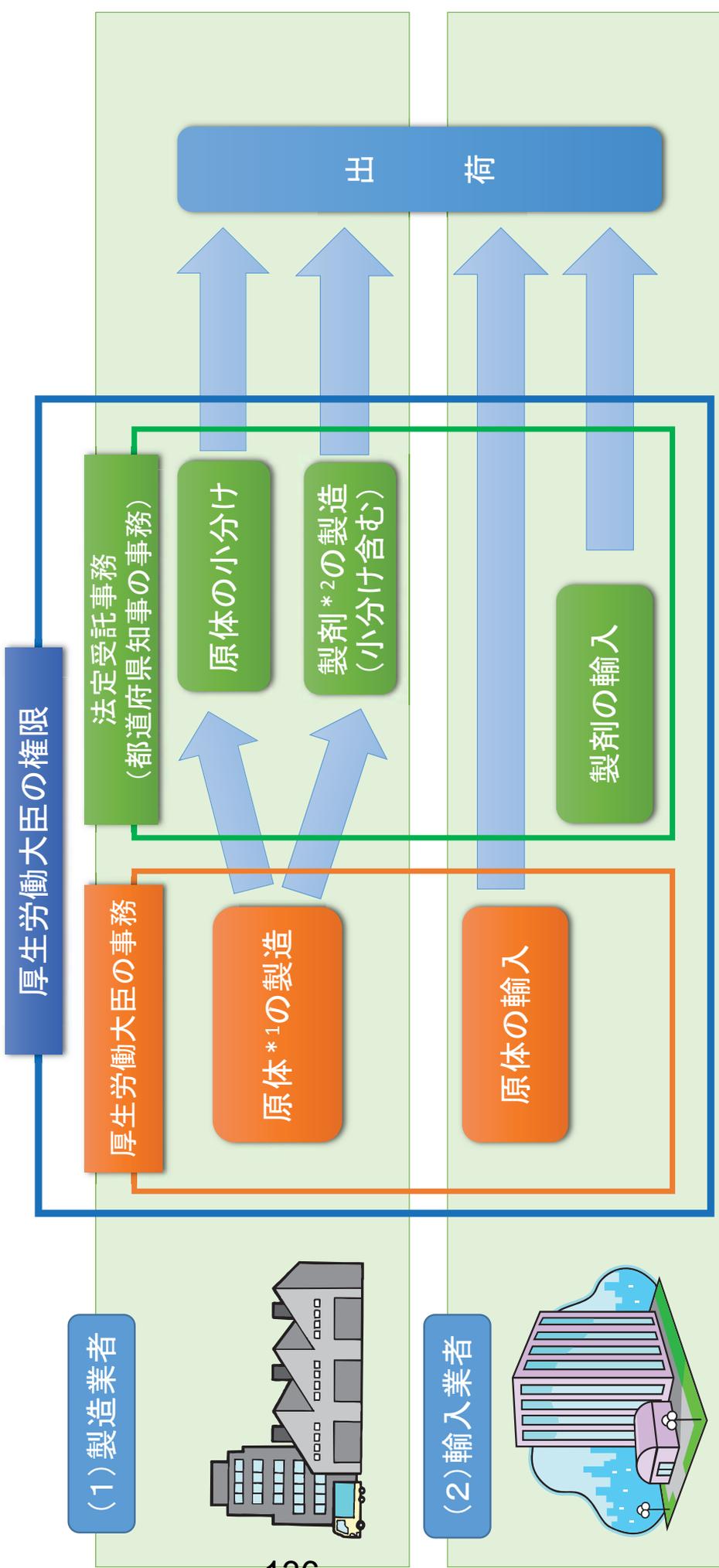
平成29年7月14日

栃木県

- 1 毒物又は劇物の製造業・輸入業について
- 2 毒物及び劇物取締法の事務手続き等について
- 3 毒物劇物製造業・輸入業登録等事務の流れについて
- 4 提案の概要について

1 毒物又は劇物の製造業・輸入業について

製造業・輸入業の許可権限・事務の区分



* 1: 原則として製剤化していない化学的純品

* 2: 希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの

1 毒物又は劇物の製造業・輸入業について

栃木県内の毒物劇物営業者数(平成29年3月31日現在)

厚生労働大臣が処理する事務に係る登録状況

製造業者	輸入業者
2	3

栃木県知事が処理する事務に係る登録状況

製造業者	輸入業者	販売業者
24	2	974

2 毒物及び劇物取締法の事務手続き等について

厚生労働大臣の事務類

事務手続き	根拠法令
製造業・輸入業の登録	法第4条第1項
製造業・輸入業の登録更新	法第4条第4項
毒物劇物取扱責任者の届出	法第7条第3項
毒物劇物取扱責任者の変更	法第7条第3項
取扱品目追加に係る登録の変更	法第9条第1項
氏名等変更の届出	法第10条第1項
登録の失効の届出	法第21条第1項
登録票又は許可証の書換え交付	施行令第35条第2項
登録票又は許可証の再交付	施行令第36条第2項
登録票又は許可証の返納	施行令第36条の2第1項
製造業、輸入業者の登録の取消・処分指示等	法第19条第1項～第4項、第6項

事務手続き

立入検査

根拠法令

法第17条第1項

副
進
具
申
達
申

厚生労働大臣の事務に係る県の經由事務

事務手続き	根拠法令
製造業・輸入業の登録の申請	法第4条第2項
製造業・輸入業の登録更新の申請	法第4条第2項
毒物劇物取扱責任者の届出	法第7条第3項
毒物劇物取扱責任者の変更の届出	法第7条第3項
取扱品目追加に係る登録の変更の申請	法第9条第2項
氏名等変更の届出	法第10条第1項
登録の失効の届出	法第21条第1項
登録票又は許可証の書換え交付	施行令第35条第2項
登録票又は許可証の再交付	施行令第36条第2項
登録票又は許可証の返納	施行令第36条の2第1項
製造業、輸入業者の処分に関する具申	法第19条第5項

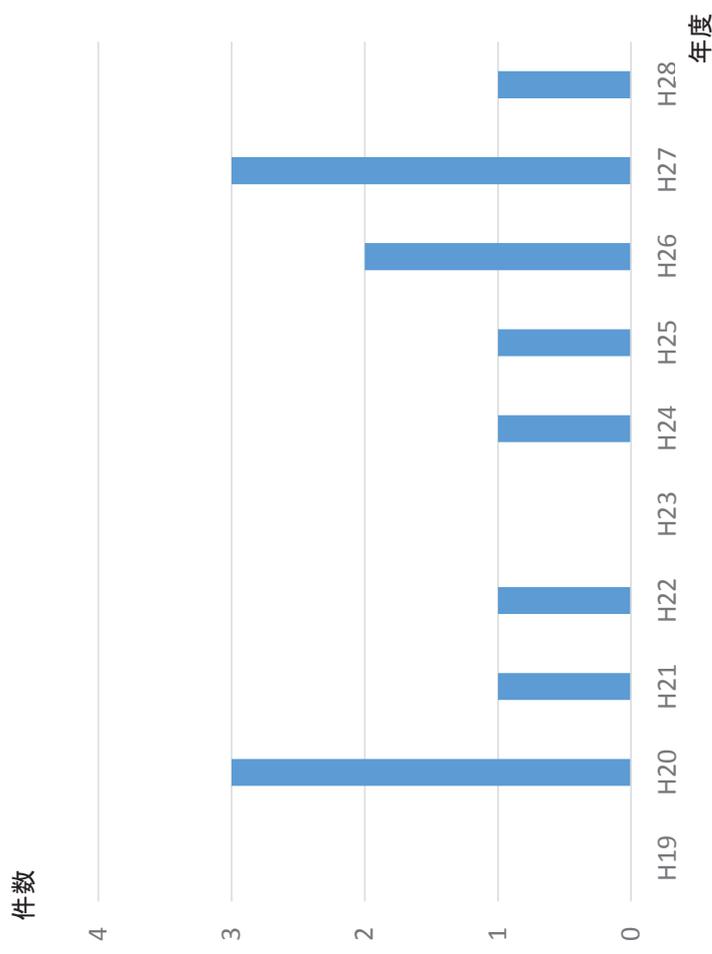
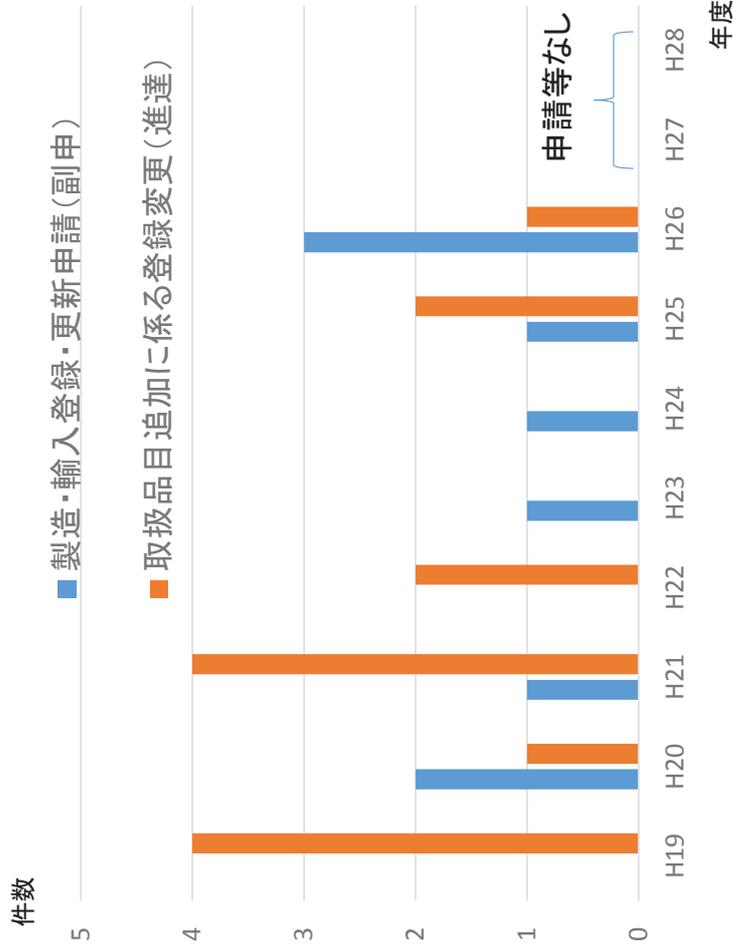
根拠法令

法23条の3、施行令第36条の7第1項第4号により県が実施

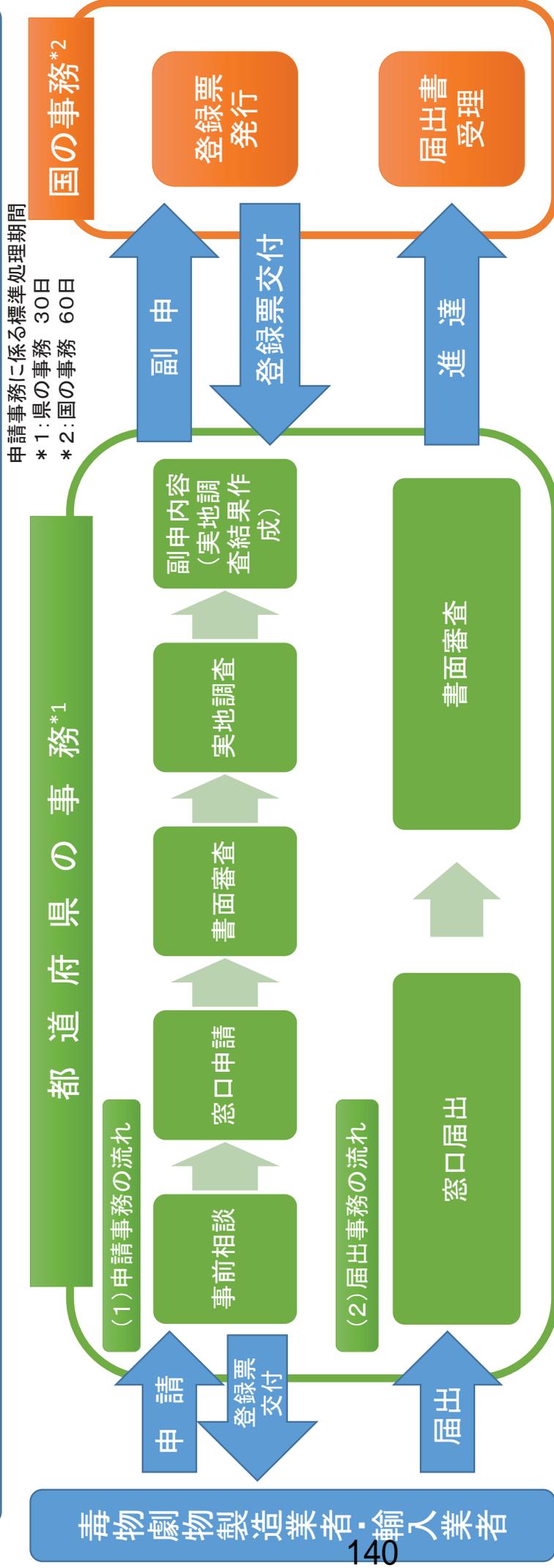
2 毒物及び劇物取締法の事務手続き等について

地方厚生局へ副申・進達する
事務の推移(申請のみ)

厚生労働大臣権限の製造業者・輸入業者
に対する立入検査数の推移



3 毒物劇物製造業・輸入業登録等事務の流れについて



提案理由①

- 現行制度において、製造業・輸入業に関する事務手続きのほとんどを都道府県が実施する規定となっている。
 (副申内容で協議等を行った事例はなく、都道府県が十分対応できる事務である。)

提案理由②

- 都道府県と地方厚生局間の書類の郵送等に時間を要するほか、都道府県知事が所管する事務と比べ標準処理期間として、1か月長くなっている。このため、毒物劇物製造業者・輸入業者の営業開始に支障が生じる場合がある。

4 提案の概要について

提案理由①：行政事務の効率化

- 現行制度において、製造業・輸入業に関する業務のほとんどを都道府県が実施する規定となっている。(副申内容で協議等を行った事例はないことから、都道府県が十分対応できる事務である。)

提案理由②：迅速な行政事務

- 都道府県と地方厚生局間の書類の郵送等に時間を要するほか、都道府県知事が所管する事務と比べ標準処理期間として、1か月長くなっている。このため、毒物劇物製造業者・輸入業者の営業開始に支障が生じる場合がある。

権限移譲の提案

- 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務を都道府県に移譲すること。

権限移譲による効果

- 都道府県から地方厚生局への副申・進達や、地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等が不要となるため、事務の効率化が図られるとともに、標準処理期間が短縮されることで、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の利便性を高めることができる。

地方分権改革に係る提案

(毒物劇物の原体を製造(輸入)する
毒物劇物製造(輸入)業登録等の
事務の国から都道府県への移譲)

平成29年7月14日

九州地方知事会

(福岡県)

現在の法体系

製造輸入 の別	種別	権限
製造	原体	大臣権限
	製剤(原体の小 分けを含む。)	都道府県権限
輸入	原体	大臣権限
	製剤	都道府県権限

※原体：化学的純品（希釈・混合等加工が施されていない純度の高い化学物質）

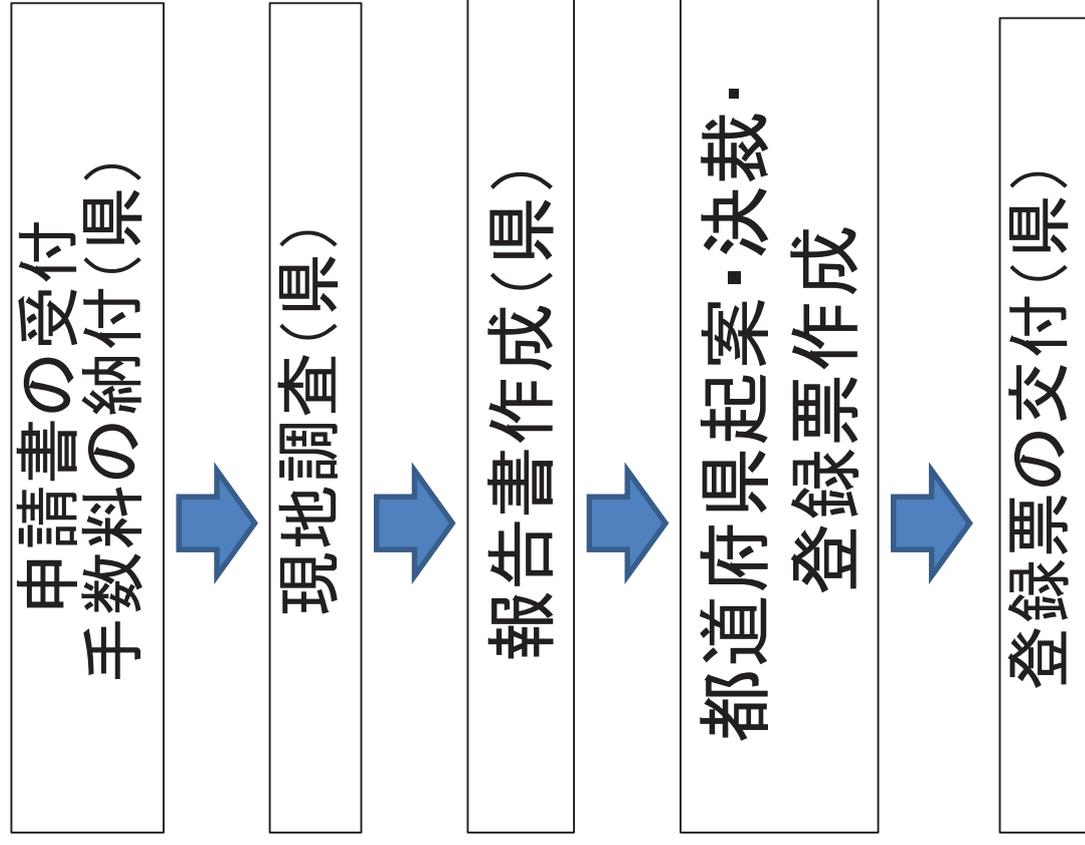
製剤：原体に希釈・混合などの一定の加工が施されているもの

福岡県内の毒物劇物製造(輸入) 登録業者数

権限	製造(輸入)の別	登録業者数
大臣権限	製造	20
	輸入	14
都道府県 権限	製造	62
	輸入	12

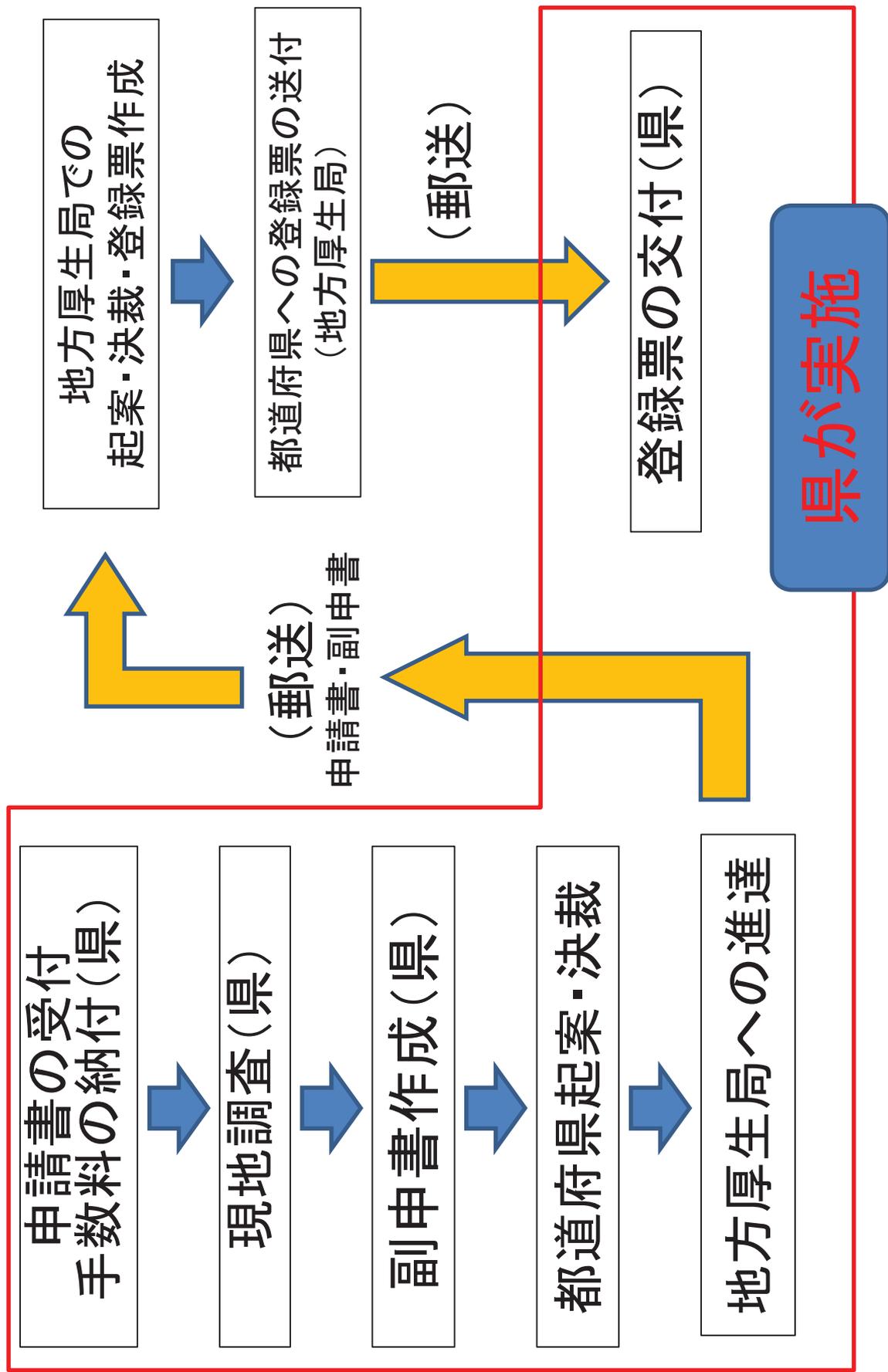
平成29年6月30日現在

登録事務の流れ（製剤の製造・輸入）

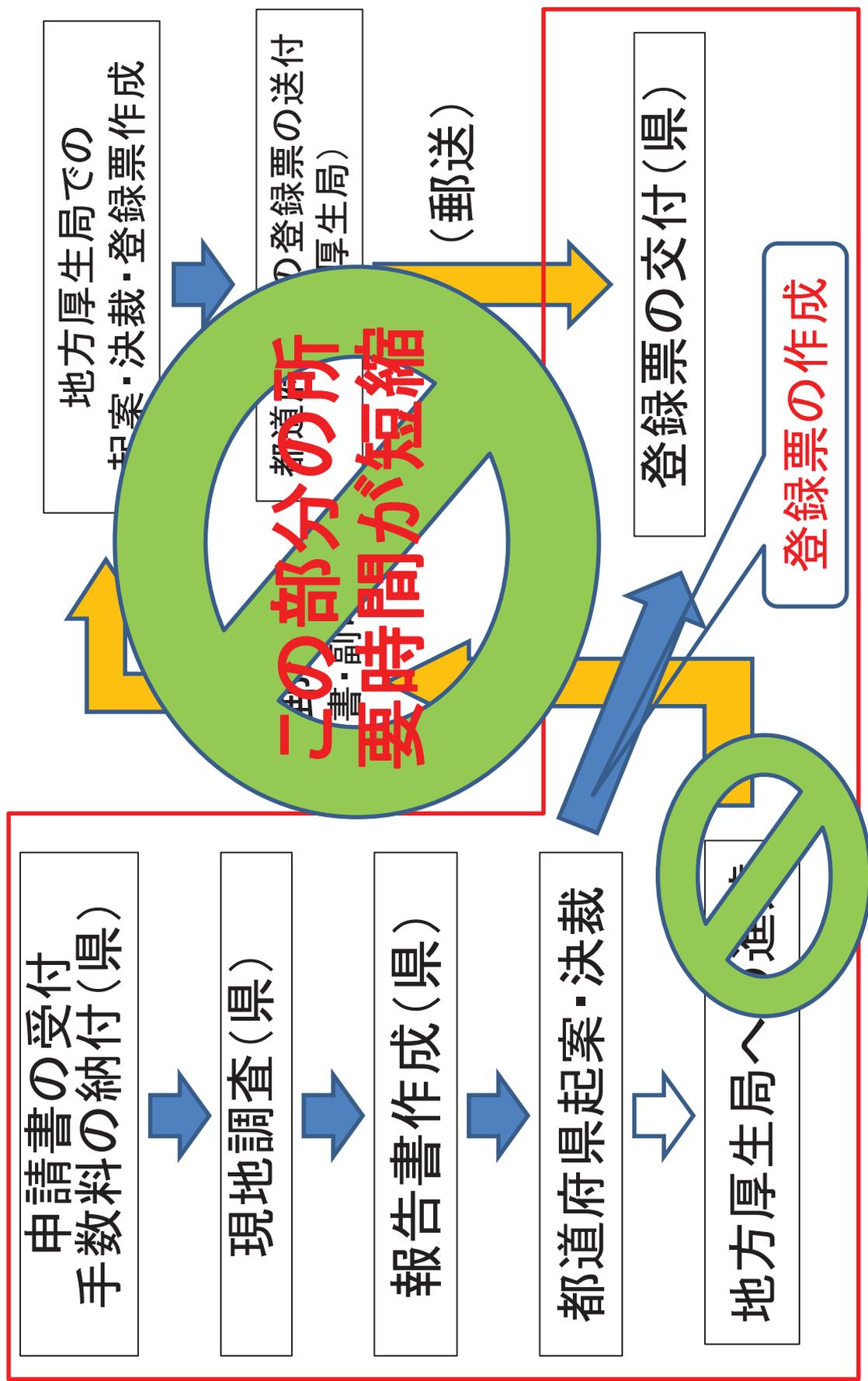


登録事務の流れ(原体の製造・輸入)

申請の受付、現地調査については、都道府県が実施



登録事務の流れ(事務を移譲した場合)



提案の理由

- ① 原体に係る登録の方が製剤よりも、1ヶ月程度多く時間がかかっており、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、登録票の交付を急いでほしい旨の要請が寄せられている。
- ② 製剤の製造(輸入)か原体の製造(輸入)かの違いにより、申請書類等のあるて先や、手数料の納付方法が異なるなど、事業者にとって、分かりにくい制度となっている。
- ③ 現在、原体についても、製剤と同様に、都道府県は、国製造所等の現地調査を元に、登録の可否を判断し、国に進達していることから、国が行う事務を都道府県で処理したとしても、特段の支障は生じないと考える。なお、現状において、国の判断と県の判断が異なったことはない。

制度改正による効果

- ①事務処理期間の短縮が図られる。
- ②県に登録の権限を一元化することにより、事業者にとって分かりやすい制度になる。
- ③原体の製造(輸入)の登録申請時には、国と都道府県のそれぞれに、手数料を納付を行っているため、制度改正することにより、申請者の手数料の負担が軽減することも考えられる。

平成29年地方分権改革に関する提案募集



児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減

平成29年7月18日
岩手県奥州市



焼石連峰から望む胆沢平野

児童扶養手当の概要

1 児童扶養手当とは

ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上の様々な困難を抱え、経済的にも厳しい状況にあります。
このため、児童の健やかな心身の成長の寄与を趣旨として、ひとり親に対し以下の児童扶養手当が支給されます。



支給対象	① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父(母)が死亡した児童 ③ 父(母)が障害の状態にある児童 ④ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など・・・
手当月額	① 子どもが1人の場合 【全部支給】 42,290円 【一部支給】 42,280～9,980円* ② 子ども2人目の加算額 【全部支給】 9,990円 【一部支給】 9,980～5,000円* ③ 子ども3人目以降の加算額(1人につき) 【全部支給】 5,990円 【一部支給】 5,980～3,000円*

* 所得に応じて決定されます。

児童扶養手当の概要

2 手当返還が発生する事由

児童扶養手当の支給要件に該当しなくなった場合、手当受給者は自らが直ちに資格喪失の手続きをとらなければなりません。
この喪失事由が発生した日の属する月まで支給がなされ、その翌月以降分として支払われた手当は不正受給となり、返還金が発生します。



主な返還事由

- ① 母等が婚姻したとき（事実婚を含む。）
- ② 児童福祉施設、社会福祉施設等に児童が入所し、母等に看護されなくなったとき
- ③ 児童扶養手当が支給されている住所からの転出
- ④ 公的年金を受給するようになったとき



※公的年金を受給するようになったときは・・・

児童扶養手当受給者が公的年金給付を受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間は、遡って手当を返還させる必要があります。



ここに問題アリ

児童扶養手当の返還に係る支障事例

3 公的年金受給での手当返還者発生事由

Case 1

定期的な児童扶養手当受給者への聴き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが・・・

【返還者発生事由 その1】

- ① 手当受給者数は**1,213人**(平成29年6月末現在)と多く、随時調査ができない。
- ② せつかく事前に受給者から年金受給の予定を聞き取りできても、年金の請求から認定まで約3箇月程度を要し、その間に手当の支給が発生する場合もある。

Case 2

障害年金に至っては、障害認定日によっては時効で消滅していない5年間を遡って年金を受給できることもある・・・

【返還者発生事由 その2】

精神疾患患者数は全国的にも増加傾向にあり、それに伴って障害年金の受給者数も平成15年度からの10年間で**+28万人 (+16.5%)**と増加の一途をたどっている。



毎年度数名の未納者が発生!

児童扶養手当の返還に係る支障事例

4 手当返還者の発生状況

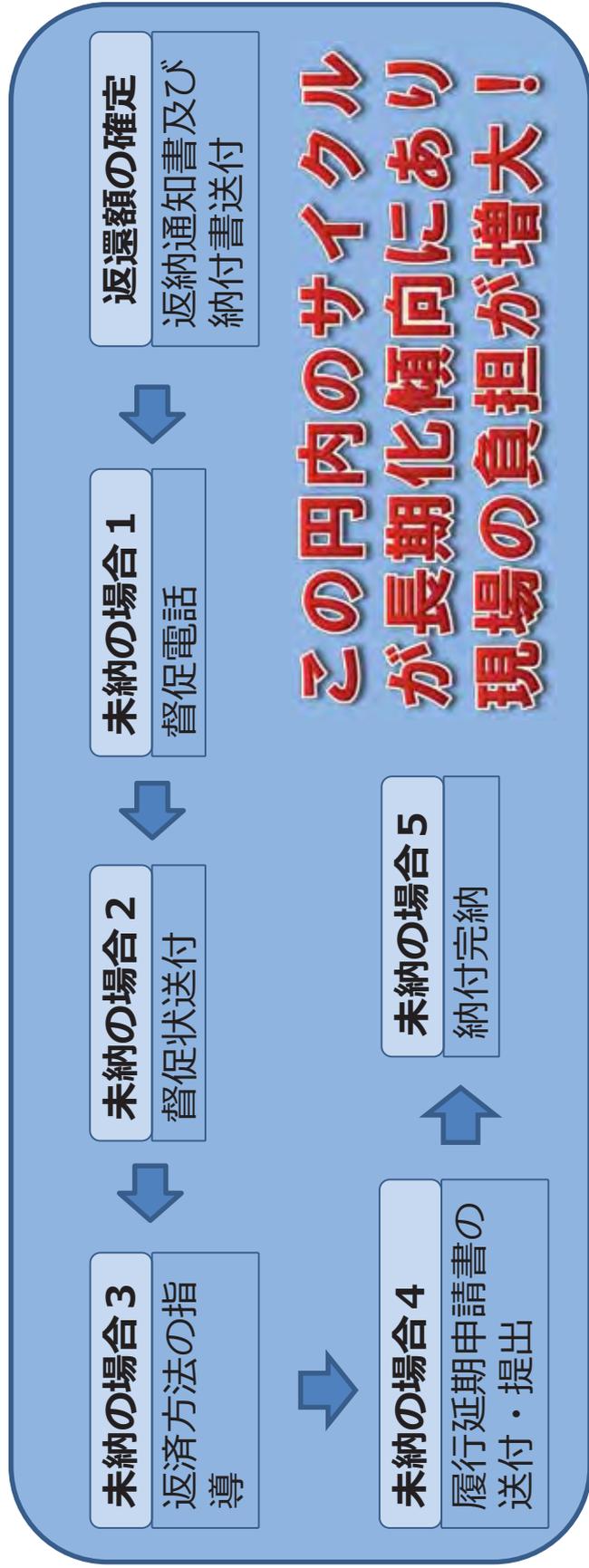
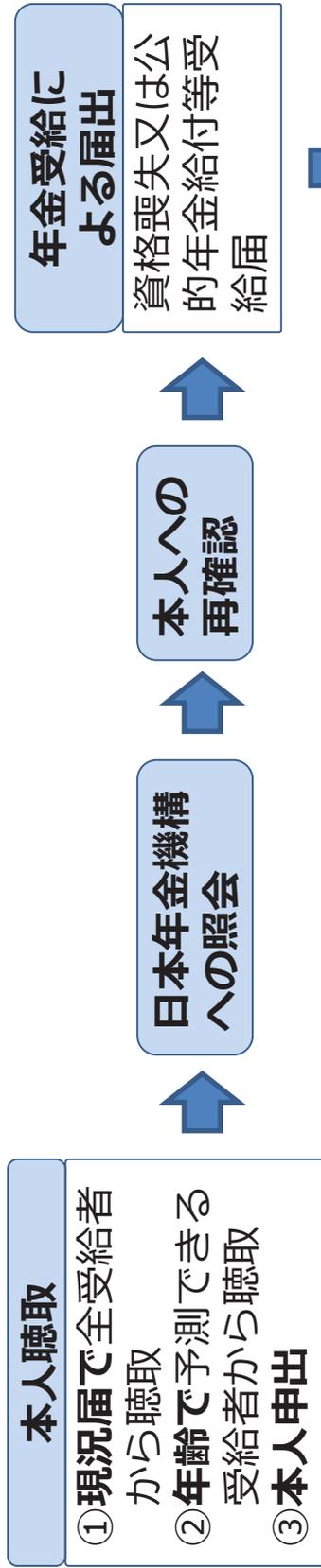
平成20年度以降における公的年金受給による児童扶養手当の返還対象者は以下のとおりである。200万円以上の高額返納となった方が2人も発生した。

【単位：円】

年度	対象者	年金種類	返納総額	未返納額	返納に至った経緯
H20	養育者	老齢年金	655,590	0	本人（養育している祖父）申し出により老齢年金受給が判明して返納
H21	母	障害年金	328,230	0	本人申し出により障害年金受給が判明して返納
H21	母	遺族年金	2,431,360	2,179,360	現況届時に遺族年金受給（子の加算）が判明
H21	養育者	老齢年金	219,960	159,760	現況届時に厚生年金受給が判明して返納
H22	母	障害年金	607,360	565,360	市が障害年金の遡及受給確認も消滅の届出がなく返納。金額は本市分のみで、他に別の市分約37万円あり。
H23	母	障害年金	1,179,920	0	本人申し出により障害年金の遡及受給決定が判明して返納
H23	父	老齢年金	297,300	232,300	市が60歳到達による厚生年金受給権発生を確認して返納
H25	母	障害年金	2,650,980	0	本人申し出により障害年金の遡及受給決定が判明して返納
H26	母	障害年金	46,020	0	市が障害年金受給を確認して返納。確認後届出提出まで支給停止。
H27	父	障害年金	132,840	0	市が障害年金受給を確認して返納。確認後届出提出まで支給停止。
H27	母	障害年金	94,000	0	市が障害年金の遡及受給を確認して返納
H27	母	障害年金	126,000	126,000	市が障害年金の遡及受給を確認
H28	母	障害年金	47,000	0	現況届時に障害年金の遡及受給が判明して返納
H28	母	老齢年金	52,700	0	本人申し出により老齢年金の遡及資格取得が判明して返納
H28	母	障害年金	84,660	0	市が障害年金受給を確認して返納
		計	8,769,560	3,262,780	

児童扶養手当の返還に係る支障事例

5 公的年金受給の把握から手当返還までの事務フロー



児童扶養手当の返還に係る支障事例

6 現場で発生する様々な負担

児童扶養手当の受給者は

年金を遡及して受給すればするほど、返納額も多額になる・・・

【発生する負担 その1】

- ① 手当の受給者は元々経済的に厳しい環境にあり、一度手元に入った年金は既に消費に回っている場合が多く、一部では浪費等も加わるため返還が困難である。
- ② 特にも精神疾患者が受給者の場合、返納等の手続きそのものが心理的負担となることが多い、徴収担当者との対応に心を閉ざし、滞納につながるケースもある。

市の担当者は

年金の支給確認が煩雑なうえに、徴収事務が発生してしまう・・・

【発生する負担 その2】

- ① 定期的に関係機関への照会が必要であり、業務上の負担となっている。
- ② 滞納処理については複数年にわたる処理が多くなっており、負担が長く続く。

市の財政は

児童扶養手当の事業は、その財源が国費1/3、市費2/3となっている・・・

【発生する負担 その3】

受給者からの返納の有無に関わらず国庫負担金分は翌年度に清算されるため、不納欠損となった場合の財政上の負担が大きい。



児童扶養手当の返還に係る負担を軽減するには

7 問題の解決策

児童扶養手当の受給者は

一度受給した年金から手当の返納をしたくない・・・

【問題解決策 その1】

- ① 公的年金の遡及受給権と児童扶養手当返還債権を清算することにより、併給の調整がなされ、手元に入る受給額もこれまでの受給額より下回ることはない。
- ② 精神疾患患者が受給者の場合、返還の発生に伴う心理的負担から解放される。

市の担当者は

年金の支給確認と徴収事務の負担をなくしたい・・・

【問題解決策 その2】

- ① 公的年金機関において、情報ネットワークシステムにより公的年金申請者についての児童扶養手当受給権の確認、及び市の担当者への情報提供
- ② 該当受給者について、市の担当者から公的年金機関への精算依頼 ※上記2点が可能となることにより、公的年金との併給による手当の返還は不要となり、徴収事務も発生しない。

市の財政は

手当の不納欠損による財政負担をなくしたい・・・

【問題解決策 その3】

公的年金との清算により、市の財政負担は発生しない。



児童扶養手当の返還に係る負担を軽減するには

8 公的年金遡及受給権と児童扶養手当返還債権を清算する場合の事務フロー

